

# 岐阜県公報

第 三 百 七 十 九 号  
令 和 五 年 三 月 十 日

(金曜日)

## 目 次

### 規 則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則 (業務水道課) 一〇八<sup>ハ</sup>

### 公 安 委 員 会 規 則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則 (交通規制課) 一〇八

### 告 示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正 (市町村課) 一〇八

公衆浴場入浴料金の統制額の指定 (生活衛生課) 一〇九

知事指定薬物の指定 (業務水道課) 一〇九

牛のヨ―ネ病の検査の実施 (家畜防疫対策課) 一一〇

死亡牛の伝達性海綿状脳症の検査の実施 (同) 一一〇

牛のアカバネ病の検査の実施 (同) 一一〇

豚熱の検査の実施 (同) 一一一

アフリカ豚熱の検査の実施 (同) 一一一

豚のオ―エスキ―病の検査の実施 (同) 一一二

蜜蜂の腐蛆病その検査の実施 (同) 一一二

豚熱の予防注射の実施 (同) 一一二

水源地域の指定 (森林保全課) 一一三

道路の区域決定 (道路維持課) 一一三

道路の区域変更 (同) 一一三

道路の供用開始 (同) 一一五

## 公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定  
土地改良区の定款の変更認可

(農地整備課) 一一六  
(岐阜農林事務所) 一一六

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令 和 五 年 三 月 十 日

規 則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「三月」を「六月」に改める。

第十二条中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「かかる」を「係る」に、「毒物劇物取扱責任者」を「法第八条に規定する毒物劇物取扱責任者」に改め、同条第二号中「かかる」を「係る」に、「又は森林組合」を「農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。以下同じ。）、森林組合又は生産森林組合」に改める。

第十二条の二第三号中「第十四条の二第一項」を「第八条第一項」に、「専門技術員又は改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第四号中「又は農業共済組合」を「農業共済組合又は農業共済組合連合会」に改める。

第十三条第三号中「第十四条の二第二項」を「第八条第一項」に、「専門技術員又は改良普及員」を「普及指導員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

岐阜県公安委員会規則第三号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三多治見市道の項中

多治見市音羽町二丁目二三番地先から  
同 市同 町四丁目一〇五番二地先まで

多治見市音羽町二丁目二三番地先から  
同 市同 町四丁目一〇五番二地先まで

多治見市山吹町一丁目一番二九地先から  
同 市同 町一丁目一番六地先まで

多治見市山吹町一丁目一番六地先から  
同 市同 町一丁目八六番三地先まで

多治見市山吹町二丁目二〇番一―地先から  
同 市同 町一丁目一番六地先まで

改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百七号

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱（平成五年岐阜県告示第七百九十号の二）の一部を

に

を

長谷川浩司

令和5年3月10日

坂田 雄

第3条第1項第2号中「10人以上（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）を「5人以上（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（以下「地域脱炭素化促進事業」という。）、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

第5条第4項中「、当分の間」を削り、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とし、第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」とする。

第8条中「15年」を「20年」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（過疎地域等における貸付額の特例）

2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなされる区域（第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る同条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。

（特別豪雪地帯における貸付額の特例）

3 令和14年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」（第5条第5項及び第6項に該当する場合を除く。）において実施される貸付対象事業に係る同条第1項、第2項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「42億円」とあるのは「54億円」と、「63億円」とあるのは「81億円」と、同条第2項中「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、同条第4項中「52.5億円」とあるのは「67.5億円」と、「78.7億円」とあるのは「101.2億円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

坂田 雄

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十一年厚生省令第318号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和五年四月一日から施行する。

なほ、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する省令（令和元年岐阜県告示第百八十五号）中、令和五年三月三十一日限り改正するものとする。

令和五年三月十日  
岐阜県知事 坂田 雄

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	大 (十一人以上の床)	中 (六人以上十二人未満の床)	小 (六人未満の床)
額	5000円	1700円	1000円

この要綱は、岐阜県内の各地方公共団体の関係する公衆浴場において、適用する。

坂田 雄

岐阜県条例第百九号  
岐阜県条例の類用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号）中

「条例」という。第九條第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 N・(四)フルオロフェニル)・N・(一)ニフェニルエチル)ピペリジン

四)イル)フラン)ニカルボキシアミド及びその塩類

(通称 para-Fluorofuranylfentanyl、四 F-furanylfentanyl、四 F-fura-

nylfentanyl、四 F-furf)

2 N・エチル)N・メチルトリプタミン及びその塩類

(通称 MET)

3 (八 R)・N・N・ジエチル)六)メチル)一)ペンタノイル)九)十)ジテヒ

ドロエルゴリン)八)カルボキシアミド及びその塩類

(通称 V-LSD)

4 一)一)一)三)メチルフェニル)シクロヘキシル)ピロリジン及びその塩類

(通称三)Me-PCPY、三)methyl-PCPY、三)Merolicyclidine、三)methylrolicyclidine)

二 指定の理由

条例第二條第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和五年三月十一日

岐阜県告示第百十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五條第一項の規定により、次のとおり牛のヨ一ネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的  
牛のヨ一ネ病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに実施する区域

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛(生後百八十日未満のものを除く。)	大垣市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、羽島郡、安八郡、揖斐郡及び大野郡
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛(生後百八十日未満のものを除く。)	岐阜市、高山市(一之宮町、久々野町及び朝日町を除く。)、多治見市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、海津市、養老郡、不破郡、本巣郡、加茂郡、可児郡及び大野郡
3 その他家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛	1 又は 2 を実施する区域

三 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第一に規定するヨ一ネ病の検査方法による。

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五條第一項の規定により、次のとおり死亡した牛の伝達性海綿状脳症の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する伝達性海綿状脳症の検査方法による。

五 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり牛のアカバネ病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越夏していない牛（原則として最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

中和試験

五 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚熱の免疫付与状況の確認のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域

県内全域

四 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。

五 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアフリカ豚熱の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的  
アフリカ豚熱の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのしし（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年七月一日農林水産大臣公表）に定める検査方法による。

五 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚のオーエスキー病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖豚、繁殖候補豚その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
エライザ法、ラテックス凝集反応法又は中和試験

五 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり蜜蜂の腐蛆病の検査を実施するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため

二 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
蜜蜂（家畜保健衛生所長が特に検査の必要がないと認めたものを除く。）

三 実施する区域  
県内全域

四 検査の方法  
肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査

五 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

岐阜県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第二項において読み替えて準用する同法第五条第二項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

豚熱の発生予防のため

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししその他の予防注射を実施する必要がない豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者により豚熱の予防注射を実施する豚及びいのししを除く。）

四 実施の期日  
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施する区域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

五 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射法

岐阜県告示第百十八号

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部森林保全課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市林政部林務課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区間	区域の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
江大南垣線	路線名	区	羽島市小瀬町外栗野二丁目九〇番地先から同市同町四丁目七八番二地先まで	二・九 一・六七	五七・三	

岐阜県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道路の種類	路線名	区間	区域の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
山明串岡智原線	路線名	区	恵那市山岡町田沢字中長二二三一〜八地先から同市同町同字細畑二九四四番七地先まで	五・〇 二・三 一・〇 二・三	一、二四〇・〇 一、二四〇・〇 一、二四〇・〇	区域の幅員は及ばない A係の表示及びB係の表示は、地上の敷地を分ける区画図を以て



岐阜県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	一宮線 各務原線	各務原市三井町三丁目一 三番地先から 同 市同 町同 二六番地先まで	前	四〇〇 五〇	三三〇	
			後	四〇九 五九	三三〇	

岐阜県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字保木脇 字間ヶ洞七番一地区から 同 郡同 村大字同 字荒谷保木一番八地区先ま	前	二〇〇 五五〇	三四〇	
			後	二〇〇 五五五	三四〇	

岐阜県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	可土岐線 児線	可児市久々利柿下入会字弘法 東洞三九六番七地先地内	六五九	令和 五・三・一〇	令和 二・七・三

岐阜県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	富加線	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定又は変更の告示年月日)
富加線	加茂郡坂祝町黒岩字村前三七三番一地从先から		三六〇	令和五・三・一〇	平成二六・八・八
	同郡同町同字同四〇				

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	小沢地区	縦覧場所	恵那市役所	縦覧期間	令和五・三・一〇から同五・四・一〇まで
----------	------	------	-------	------	---------------------

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	金山ため池地区	縦覧場所	多治見市役所	縦覧期間	令和五・三・一〇から同五・四・一〇まで
----------	---------	------	--------	------	---------------------

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	大替戸池地区	縦覧場所	八百津町役場	縦覧期間	令和五・三・一〇から同五・四・一〇まで
----------	--------	------	--------	------	---------------------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 市 佐 野 土 地 改 良 区	土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
		令 和 五 ・ 二 ・ 二 七

令和五年三月十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社